

○吹田市環境まちづくり影響評価条例施行規則

平成 10 年 3 月 31 日規則第 18 号

**改正**

平成 10 年 6 月 1 日規則第 31 号

平成 11 年 6 月 24 日規則第 30 号

平成 12 年 4 月 17 日規則第 35 号

平成 12 年 10 月 25 日規則第 54 号

平成 13 年 4 月 13 日規則第 37 号

平成 18 年 3 月 20 日規則第 9 号

平成 21 年 3 月 24 日規則第 10 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 21 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 12 号

平成 27 年 8 月 13 日規則第 39 号

令和 4 年 7 月 1 日規則第 34 号

令和 6 年 3 月 29 日規則第 19 号

吹田市環境まちづくり影響評価条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、吹田市環境まちづくり影響評価条例(平成 10 年吹田市条例第 7 号)。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(提案書等の提出)

**第3条** 条例第 7 条第 1 項の提案書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名(以下「氏名又は名称等」という。)

(2) 事業者の環境に対する取組方針

(3) 事業の名称、目的及び内容

(4) 当該事業における環境に対する取組方針並びに環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の内容

(5) 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

(6) 環境影響評価の対象とする環境の構成要素(以下「環境要素」という。)、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

2 事業者は、条例第 7 条第 1 項の提案書等を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 環境影響評価提案書等提出書

(2) 条例第7条第1項の要約書に記載された内容を記録した電磁的記録

3 提案書等の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。

(提案書等の提出期限)

**第4条** 条例第7条第2項の規則で定める期限は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める日とする。ただし、当該事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定められるものである場合にあっては、同法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告の日の前日とする。

(1) 開発行為 次に掲げる日のうち最も早い日の前日

ア 吹田市開発事業の手続等に関する条例(平成16年吹田市条例第13号)第19条第1項の大規模事前協議承認申請書又は同条第2項の中規模等事前協議承認申請書の提出の日

イ 都市計画法第34条の2第1項の協議の申出の日

ウ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の認可の申請の日

エ 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の認可の申請の日

オ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第33条第1項又は第37条第1項の認可の申請の日

カ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第122条第1項の認可の申請の日

(2) 住宅団地、商業施設、運動・レジャー施設又は工場若しくは事業場の建設 前号

ア 若しくはイに掲げる日又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第2項の通知の日のうち最も早い日の前日

(3) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1

項の許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出の日の前日

(4) 終末処理場の建設 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項(同条第6項

において準用する場合を含む。)又は第25条の23第1項(同条第7項において準用する場合を含む。)の事業計画の策定の日の前日

(5) 道路の建設 次に掲げる日のうち最も早い日の前日

ア 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の日

イ 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項若しくは第10条第1項の許可の申請又は同法第18条第1項の条例の制定の日

ウ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項若しくは第43条第1項の許可、同法第15条第1項(同法第43条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第1項(同法第75条第3項において準用する場合を含む。)、第54条第1項(同法第67条及び第75条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第66条第1項の認可又は同法第47条第1項の免許の申請の日

(6) 鉄道又は軌道の建設 次に掲げる日のうちいずれか早い日の前日

ア 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項又は第12条第1項の認可の申請の日

イ 軌道法(大正10年法律第76号)第5条第1項の認可の申請の日

(7) その他の事業 市長が定める日

(提案書意見交換会の運営)

**第5条** 条例第8条第1項の提案書意見交換会(以下この項において「意見交換会」という。)には、意見交換会の円滑な進行を図るため、進行管理責任者を置かなければならない。

2 進行管理責任者は、吹田市環境影響評価審査会の委員のうちから市長が指名する。

(提案書意見交換会の周知の方法)

**第6条** 条例第8条第2項の規定による提案書意見交換会の開催の周知は、次に掲げる方法のうち市長が指定するものによるものとする。

(1) 印刷物の配布

(2) 掲示板への掲示

(3) その他市長が適当と認める方法

(審査書の送付の期間)

**第7条** 条例第10条第2項の規則で定める期間は、6箇月とする。

(評価書案の提出)

**第8条** 条例第12条第1項の評価書案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称等

(2) 事業者の環境に対する取組方針

(3) 事業の名称、目的及び内容

(4) 当該事業における環境に対する取組方針並びに環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の内容

(5) 提案書意見交換会において述べられた住民の意見の概要及びこれに対する事業者の見解

(6) 提案書についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

(7) 審査書の内容及びこれに対する事業者の見解

- (8) 提案書に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答
- (9) 環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況
- (10) 環境影響評価の対象とした環境要素並びに調査、予測及び評価の方法
- (11) 環境影響評価の結果
- (12) 事後調査の対象とする環境要素及び事後調査の方法の概要
- (13) 環境影響評価及び事後調査の全部又は一部の実施を他に委託する場合は、その者の氏名又は名称等

2 事業者は、条例第12条第1項の評価書案等を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 環境影響評価書案等提出書
- (2) 評価書案を要約した書類に記載された内容を記録した電磁的記録

3 評価書案等の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。

(評価書案意見交換会の運営等)

**第9条** 条例第13条第1項の評価書案意見交換会の運営等については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(事業者見解書の提出)

**第10条** 条例第15条第1項の事業者見解書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称等
- (2) 事業者の環境に対する取組方針
- (3) 事業の名称、目的及び内容
- (4) 当該事業における環境に対する取組方針
- (5) 評価書案意見交換会において述べられた住民の意見の概要及びこれに対する事業者の見解
- (6) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解
- (7) 評価書案に対する質問書の概要及びこれに対する事業者の回答

2 事業者は、事業者見解書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 事業者見解書提出書
- (2) 事業者見解書に記載された内容を記録した電磁的記録

3 事業者見解書の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。

(市長意見書の送付の期間)

**第11条** 条例第16条第2項において準用する条例第10条第2項の規則で定める期間は、8箇月とする。

(評価書等の提出)

**第 12 条** 条例第 17 条第1項の評価書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第 10 条第1項第5号から第7号までに掲げる事項
- (3) 市長意見書の内容及びこれに対する事業者の見解

2 事業者は、条例第 17 条第1項の評価書等を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 環境影響評価書等提出書
- (2) 評価書を要約した書類に記載された内容を記録した電磁的記録

3 評価書等の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。

(事後調査計画書の提出)

**第 13 条** 条例第 18 条第1項の事後調査計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称等
- (2) 事業の名称及び内容
- (3) 当該事業における環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の実施状況の確認方法
- (4) 事後調査の対象とする環境要素並びにその時期及び方法
- (5) 事後調査の全部又は一部の実施を他に委託する場合は、その者の氏名又は名称等
- (6) 事後調査報告書の提出の予定時期

2 事業者は、事後調査計画書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 事後調査計画書提出書
- (2) 事後調査計画書に記載された内容を記録した電磁的記録

3 事後調査計画書の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。

(事後調査報告書の提出)

**第 14 条** 条例第 20 条第2項の事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称等
- (2) 事業者の環境に対する取組方針
- (3) 事業の名称及び内容

(4) 当該事業における環境に対する取組方針並びに環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の実施状況

(5) 事後調査の対象とした環境要素及びその結果

(6) 事後調査の全部又は一部の実施を他に委託した場合は、その者の氏名又は名称等

2 事業者は、事後調査報告書を提出するときは、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 事後調査報告書提出書

(2) 事後調査報告書に記載された内容を記録した電磁的記録

3 事後調査報告書の提出部数は、110部とする。ただし、市長がその部数の提出の必要がないと認めるときは、提出部数を減ずることができる。

(事業者回答書電磁的記録の添付)

**第 15 条** 事業者は、条例第 23 条第2項の事業者回答書を提出するときは、記載された内容を記録した電磁的記録を添付しなければならない。

(対象事業の変更に係る電磁的記録の提出)

**第 16 条** 事業者は、条例第 24 条第1項の規定による対象事業の変更の届出をするときは、変更する対象事業の内容等を記録した電磁的記録を提出しなければならない。

(法律等)

**第 17 条** 条例第 29 条の規則で定める法律等は、環境影響評価法(平成9年法律第 81 号)及び大阪府環境影響評価条例(平成 10 年大阪府条例第3号)とする。

(法律等に規定する書類)

**第 18 条** 条例第 30 条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 環境影響評価法第6条第1項の方法書及び要約書並びに同法第 15 条の準備書及び要約書

(2) 大阪府環境影響評価条例第7条の方法書及び要約書の写し並びに同条例第 16 条第1項の準備書及び要約書の写し

(審査会の臨時委員)

**第 19 条** 臨時委員は、吹田市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(審査会の会長及び副会長)

**第 20 条** 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

**第 21 条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員及び議事に参与する臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の部会)

**第 22 条** 審査会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員及び臨時委員は、審査会の意見を聴いて会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、審査会の意見を聴いて会長が指名する。

- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

- 6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(審査会の意見の聴取等)

**第 23 条** 審査会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査会の運営に関する事項)

**第 24 条** 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて会長が定める。

(審査会の庶務)

**第 25 条** 審査会の庶務は、環境部環境政策室において処理する。

(立入調査員証)

**第 26 条** 条例第 38 条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式)とする。

(提出書等の様式)

**第 27 条** 条例及びこの規則に規定する提出書等の様式は、環境部長が定める。

(資料の提出)

**第 28 条** 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、条例及びこの規則の規定により提出のあった書類に関する資料の提出を求めることができる。

(書類の追加提出)

**第29条** 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、条例及びこの規則の規定により提出のあつた書類の追加提出を求めることができる。

(委任)

**第30条** この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

**附 則**

この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第22条から第28条までの規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則(平成10年6月1日規則第31号)**

この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則(平成11年6月24日規則第30号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成12年4月17日規則第35号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成12年10月25日規則第54号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成13年4月13日規則第37号)**

この規則は、平成13年4月16日から施行する。

**附 則(平成18年3月20日規則第9号)**

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

**附 則(平成21年3月24日規則第10号)**

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

**附 則(平成23年3月31日規則第21号)**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則(平成24年3月30日規則第12号)**

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成 24 年4月1日前に吹田市環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成 23 年吹田市条例第 44 号)による改正前の吹田市環境影響評価条例(平成 10 年吹田市条例第7号)第7条の規定により実施計画書の提出があった対象事業については、なお従前の例による。

**附 則**(平成 27 年8月 13 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和4年7月1日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和6年3月 29 日規則第 19 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**別記様式(第 27 条関係)**

第 号
立 入 調 査 員 証
所 属
氏 名
年    月    日 生
年    月    日 発 行
吹田市長
印

上記の者は、吹田市環境まちづくり影響評価条例第 38 条第 1 項の規定により立入調査の権限を与えられた職員であることを証明します。